

33. 交際費の損金

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
昭和29年度改正(創設)	昭29.4.1~31.3.31 開始事業年度	期末資本金500万円以上の法人	$\text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{①基準年度の交際費額}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 70\% \right)$ 又は $\left(\frac{\text{②取引基準額のうち}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 70\% \right) \times \frac{1}{2}$	1 基準年度の交際費額とは、昭和29.4.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の支出交際費額の合計額をいう。 2 取引基準額とは、取引金額に業種別の一定割合（例えば製造業0.8%，卸小売業0.25%，建設業1.2%等）を乗じて計算した額をいう。
31年度改正	31.4.1~32.3.31 開始事業年度	〃	限度超過額の全額を損金に算入しないこととした。	
32年度改正	32.4.1~34.3.31 開始事業年度	期末資本金1,000万円以上の法人	$\text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{①基準年度の交際費額}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 60\% \right)$ 又は $\left(\frac{\text{②取引基準額のうち}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \times 60\% \right) \times \frac{1}{2}$	取引基準額について、従前に比べ3割程度引き上げた。（例えば第1次金属製造業0.4%，卸小売業0.25%，医薬品製造業1.1%，建設業0.8%）
34年度改正	34.4.1~36.3.31 開始事業年度	〃	$\text{支出交際費額} - \left(\frac{\text{①基準交際費額}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \right)$ 又は $\left(\frac{\text{②取引基準額のうち}}{12} \times \frac{\text{当期月数}}{12} \right)$	基準交際費額とは、次のうちいずれか多い方の金額をいう。 1 昭和34.1.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の80%相当額 2 昭和29.4.1を含む事業年度開始の日前1年以内に開始した各事業年度の交際費額の60%相当額
36年度改正	36.4.1~39.3.31 開始事業年度	全法人	$\text{支出交際費額} - \left(300\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \times \frac{1}{12} \right) \times 20\%$	期末自己資本金額とは、期末における資本又は出資の金額、再評価積立金の額、資本積立金額及び利益積立金額の合計額をいう。
39年度改正	39.4.1~40.3.31 開始事業年度	〃	$\text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \times \frac{2.5}{12} \right) \times 30\%$	1 期末資本等の金額とは、期末における資本又は出資の金額及び資本積立金額（再評価積立金の額も含まれる。）の合計額をいう。 2 海外取引等に關し、非居住者の日本国内における旅行及び宿泊のために通常要する費用を税法上の交際費の範囲から除外した。
40年度改正	40.4.1~42.5.31 開始事業年度	〃	$\text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \frac{\text{期末自己資本金額}}{1,000} \times \frac{2.5}{12} \right) \times 50\%$	
42年度改正	42.6.1~44.3.31 開始事業年度	〃	(1) 支出交際費額<基準交際費額のとき 限度超過額 - (基準交際費額 - 支出交際費額) × 50% (2) 支出交際費額>基準交際費額 × 105% のとき ①と②の合計額 ① (支出交際費額 - 基準交際費額 × 105%) × 100% ② (限度超過額 - ①の金額) × 50% (3) 基準交際費額≤支出交際費額≤基準交際費額 × 105% のとき 限度超過額 × 50%	1 基準交際費額とは、前年同期の支出交際費額をいう。 2 限度超過額とは、次により求めた金額をいう。 $\text{支出交際費額} - \left(400\text{万円} + \frac{\text{期末資本等の金額}}{1,000} \times \frac{2.5}{12} \right) \times \frac{\text{当期月数}}{12}$ 3 海外取引等に關し、国外において支出する交際費等を税法上の交際費の範囲から除外した。
44年度改正	44.4.1~46.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の50%を60%とした。	
46年度改正	46.4.1~48.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の60%を70%とした。	輸出交際費の特例を廃止した。
48年度改正	48.4.1~49.3.31 開始事業年度	〃	損金不算入割合の70%を75%とした。	
49年度改正	49.4.1~51.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{2.5}{1,000}$ を $\frac{1}{1,000}$ とした。	

不 算 入 制 度 の 沿 革

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
51年度改正	51.4.1～52.3.31 開始事業年度	全法人	期末資本等の金額の $\frac{1}{1,000}$ を $\frac{0.5}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の75%を80%とした。	
52年度改正	52.4.1～54.3.31 開始事業年度	〃	期末資本等の金額の $\frac{0.5}{1,000}$ を $\frac{0.25}{1,000}$ とした。 損金不算入割合の80%を85%とした。	
54年度改正	54.4.1～56.3.31 開始事業年度	〃	① 定額控除額の年400万円を年200万円に引き下げた。 ただし、資本金1,000万円超5,000万円以下の法人にあっては年300万円とし、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円とした。 ② 資本金基準（期末資本金等の金額の $\frac{0.25}{1,000}$)を廃止した。 ③ 損金不算入割合の85%を90%とした。	
56年度改正	56.4.1～57.3.31 開始事業年度	〃	基準交際費の105%を100%とした。	
57年度改正	57.4.1 ～平6.3.31 開始事業年度	〃	支出交際費額の全額を損金不算入とした。 ただし、資本金5,000万円以下の法人にあっては年300万円、資本金1,000万円以下の法人にあっては年400万円の控除をそれぞれ認める。	57年度改正において、3年間の措置として改正されたが、昭和60年度、62年度、平成元年度、3年度及び5年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成6年度改正	平6.4.1 ～平10.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠以下の部分について、全額損金算入を改め、10%相当額を損金不算入とする（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成7年度改正及び9年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成10年度改正	平10.4.1 ～平13.3.31 開始事業年度	〃	資本金5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除枠内の損金不算入割合を10%相当額から20%相当額に引き上げる（定額控除枠を超える部分については、従来どおり全額損金不算入）。	平成11年度改正及び13年度改正においてそれぞれ2年間延長。
平成14年度改正	平14.4.1 ～平15.3.31 開始事業年度	〃	資本金1,000万円超5,000万円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を400万円に引き上げる。	
平成15年度改正	平15.4.1 ～平18.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、400万円の定額控除を認める。また、定額控除枠内の損金不算入割合を20%相当額から10%相当額に引き下げる。	平成18年度改正において2年間延長。
平成18年度改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から1人当たり5,000円以下の一定の飲食費を除外する。	平成20年度改正において2年間延長。
平成21年度(経済危機対策関連)改正	平18.4.1 ～平22.3.31 開始事業年度	〃	資本金1億円以下の法人の交際費等について、定額控除限度額を600万円に引き上げる。	平成21.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成22年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については、資本金の額が5億円以上の法人、相互会社等の100%子法人には適用しない。	平成22年度改正において2年間延長。 平成22.4.1以後終了する事業年度について適用。
平成23年度改正	平18.4.1 ～平24.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度については上記法人に加え、100%グループ内の複数の大法人に発行済株式の全部を保有されている法人には適用しない。 (注) 大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上の法人又は相互会社等をいう。	平成24年度改正において2年間延長。
平成25年度改正	平18.4.1 ～平26.3.31 開始事業年度	〃	中小法人に対する定額控除制度について、定額控除限度額を800万円に引き上げるとともに、定額控除枠内の損金不算入措置を廃止する。	

33. 交際費の損金不算入制度の沿革(続)

改正年度	適用事業年度	適用対象法人	損金不算入額の計算方法	
			損金不算入額の計算	備考
平成 26年度改正	平26.4.1 ～令2.3.31 開始事業年度	全法人	○大法人（資本金の額等が1億円超の法人） …飲食のための支出（社内接待費を除く）の50%を超える金額が損金不算入 ○中小法人（資本金の額等が1億円以下の法人（注）） …飲食のための支出（社内接待費を除く）の50%と定額控除限度額（年800万円）を選択した上、それを超える金額が損金不算入 (注) 資本金の額が5億円以上である法人との間にその法人による完全支配関係がある中小法人等を除く。	平成26年度改正において2年間延長。 平成28年度及び30年度改正においてそれぞれ2年間延長。
令和 2年度改正	令2.4.1 ～令6.3.31 開始事業年度	〃	接待飲食費に係る損金算入の特例については、資本金の額等が100億円を超える法人には適用しない。	令和2年度改正及び令和4年度改正においてそれぞれ2年間延長。
令和 6年度改正	令6.4.1 ～令9.3.31 開始事業年度	〃	交際費等の範囲から除外されていた一定の飲食費の金額基準を、1人当たり10,000円以下に引き上げる。	令和6年度改正において3年間延長。 令和6.4.1以降に支出する飲食費から適用。